

書 評

若 尾 祐 司

『ドイツ奉公人の社会史』

—近代家族の成立—

ミネルヴァ書房 1986.7 v+269+27 ページ

1.

中・近世以降のドイツ農民についてのわが国における通説的イメージは、おおまかにいって、封建領主に支配される均質な小農民層(封建的自営農民)のそれであったといってよい。こうした農民層は18世紀後半以降の変質と両極分解過程でようやく農村社会内部に少数の富農と多数の貧農ないし下層民を生み出しつつ、三月革命において反領主の革命運動を展開するが、市民階級の指導性喪失により挫折せしめられたとされるのである。

だが、こうした均質的で革命的なドイツ農民像は、近年にたって根本的に修正されつつあるように思われる。例えば藤田幸一郎氏は封鎖的^{コンボラタイフ}で特権身分団体的なドイツの村落共同体に着目し、非共同体成員たるプロレタリアートを排除する共同体農民の位階的で保守的な性格を鋭く指摘した(『近代ドイツ農村社会経済史』1984)。また評者じしんも独露比較の見地から、「ドヴォル原理」=均分相続制に立脚するロシア農民層の均質で革命的な性格とは対照的な、「フーフエ原理」=1子相続制に立脚するドイツ農民層の位階的で保守的な性格を検出した(『ドイツとロシア』1986)。こうした潮流の背景にあったのは、下人を支配する奴隷主的なドイツ農民にかんする椋川一朗氏の異端的な先駆的業績である(『西欧封建社会の比較史的研究〔増補改訂〕』1984)。

ところで若尾氏の新著は、家族史の観点から、旧来の通説的な農民像の陰にかくされていた封建社会の下層民たる奉公人という独特の社会集団に光をあて、18世紀後半からワイマール期にいたるその歴史を追求し、奉公人を支配するドイツの家父長的農民の位階的で保守的な性格を剔抉してみせた労作であって、上の潮流に倅さし、これを主導するものである。

しかも本書は英仏の「社会史」の研究の成果を利用しつつも、例えばラスレットやアリエスに見られる復古的な反近代のロマン主義をしりぞけ、「家父長支配からパートナー関係へ」という近代家族成立の歴史的意義を強調して、ヴェーラーらの西ドイツ「社会史」やわが国戦後歴史学における批判的近代主義を継承しようとしてい

るのであって、ここに本書のユニークな特質を見出すことができるのである。

本書については、管見のかぎりでも、すでに上山安敏氏(『週刊読書人』1986年9月15日)、藤田幸一郎氏(『社会経済史学』53の1、1987年)、坂井栄八郎氏(『史学雑誌』96の10、1987年)、による書評や波平恒男氏(『琉大法学』40、41、1987年)の書評論文があらわされて、多岐にわたる検討が加えられつつある。

2.

本書の篇別構成は以下のとおりである。

序章・「家」の歴史と奉公人、第1章・封建的身分規制下の奉公人、第2章・強制奉公から形式的自由奉公へ、第3章・農業奉公から家事奉公へ、第4章・農村の奉公人、第5章・都市の奉公人、終章・家父長支配の歴史的位相。

まず序章ならびに終章では、本書のよって立つ理論的枠組が提示されている。それは家族形態=家父長支配の3段階論であって、①ポリガミーを許容する性奴隷制に立脚する粗野な「家共同態」=「原初の家父長支配」、②モノガミーと奉公人支配を特徴とする「全き家」=「温和家父長支配」もしくは「身分的家父長支配」、③近代の「市民家族」=「市民的家父長支配」、がそれである。その上で本書では第2段階から第3段階への移行過程が取扱われ、農業奉公人→家事奉公人→奉公人の消滅という発展傾向が展望され、そうした移行におけるドイツのおくれ(「ドイツの特殊な道」)が批判的に解明されるのである。

第1章では、まずゲジデの語義が検討された後、プロイセン一般ラント法(ALR)の規定に見える、家令と奴隷との中間に立つその独自の地位が確定される。そのうえで、中世から18世紀にいたるドイツ各地における奉公人の歴史が法制史的に跡づけられ、奉公人を奴隷と見る椋川氏の見解が批判されている。そのさい、東エルベにおける農場領主制の展開と結びついた強制奉公に主たる関心が注がれていることが注目される。

第2章はプロイセン改革期における奉公人の法的地位の変化を取扱う。18世紀における人口膨張にともなう村落下層民の堆積は、強制奉公制度を不合理ならしめた。こうしてARLから1804年の東プロイセン王領地令ならびにシュレーゲン村落警察令を経て1810年のプロイセン王国奉公人令にいたる法的規定の変遷がよびおこされ、東エルベにおける強制奉公から形式的自由奉公への移行における「半歩の前進」が達成される。

第3章では19世紀初頭、中葉の各種の奉公人統計な

らびに帝国統計を使用して、19世紀ドイツにおける奉公人の量的比重とその推移が追求され、農業奉公から家事奉公へ、そうして奉公人の女性化という傾向が「基本的動向」として確認されている。

第4章では分割相続地帯たる西南ドイツを除く単独相続地帯を対象として、農民家政における農業奉公の特徴的諸相が、19世紀の時代的変遷を考慮しつつ、奉公人の日常生活の側面から描き出されている。そうして農民解放過程→「窮乏化」の深化をつうじて、「下層農に對立する農村社会の中間層ないし上层」として「身分的閉鎖性」と「保守性」をむしろ鮮明にしたフーフエ農民とその「村落社会層の階層差に構造づけられる世帯構成」の家父長制的特質が、農業奉公人の具体像によって解明されている。豊富な文献的用意のもとになされた社会史的叙述であって、本書の中心をなす章であるといえる。

第5章では、女中が「社会問題」として時代の表舞台に登場する19世紀末から20世紀初頭の都市市民家族における家事奉公人が取扱われており、主として1900年のベルリンにおける女中の生活実態調査報告によりつつ、家事奉公人の日常生活の諸相が描写されている。前章に對する社会史的叙述である。そうしてこの女中奉公の現状に對する世論を追求して、1918年の奉公人令廃棄にいたる過程が叙述されている。

しかしながら、奉公人令の廃棄にもかかわらず、戦間期にもなお農業奉公人ならびに家事奉公人は大量に残存したのであり、この基盤のうえに、かつてリアルな賛美した奉公人をふくむ「全き家」の理想が、ナチス家族論において再燃せしめられる。こうして奉公人の消滅は第二次大戦後に持ちこされたのであった(終章)。

3.

このように、本書は豊富な文献と多面的な手法とを駆使して、ドイツ奉公人史というきわめて重要な新分野にはじめて開拓の鋏をふるった先駆的な業績であって、その中心的意義は冒頭にのべたような、19世紀ドイツの家父長的農民の新しい像をそれが提供している点にある。それは大工業におけるいわゆる「ヘル・イム・ハウス」的な労資関係のドイツ的特質の理解にも資するであろうし、さらに大きな射程をもってドイツ社会経済史の新しい像へと導くであろうことが期待されるのである。

こうした貢献を確認したうえで、以下では思いつくままに、問題点を指摘してみよう。

第1~2章の法制史的方法と第3~5章の統計的・社会史的方法とが十分に統一されておらず、とりわけ前者における法令と現実とのギャップが問われていないこと、

また同じく第1~2章で農業奉公人を取扱うさいに農民の家父長的支配を問題としながら、農場領主制と結びついた東エルベ的な強制奉公に力点を置くというちぐはぐ、——こうした点についてはすでに藤田氏や坂井氏により適切に指摘されているのでくり返さない。

ここではそうした問題点の背景に伏在していると思われる理論的な問題点に言及しておきたい。それは先の家族形態=家父長支配の3段階論における第1段階の理解にかんするものである。

まず第1に、若尾氏は第1段階を構想するにあたって、アリストテレスの「家」とウェーバーの「家共同態」とを「基本的に重なる」(17ページ)ものとして理解されている。だがアリストテレスの「家」では「主従関係が第1の位置を占め」(2ページ)ており、古典古代的な「奴隷に對する自由人の支配」が表現されていた。しかるにウェーバー夫妻の「家共同態」=「原初の家父長支配」は、マリアンネ・ウェーバーの『妻と母』の篇別構成が明示しているとおり、古典古代的奴隷制に先行する形態として把握されている。そこでは擬制的血縁集団による土地共有が行われており、農民はそれに従属する均質な勤労集団にとどまり、妻子に對する粗野な家父長支配はあっても家父長権の古典古代的発展はみとめられない。そこでは当面の問題である外部労働力は奴隷や農業奉公人としてではなく農業養子としてあらわれ、家共同態ないし村落のメンバーとして同化されてゆく。支配関係よりは連帯関係が前面に出てくるのである。このことを私は先の拙著でロシアについて論証したつもりである。——このように見てくると、若尾氏の第1段階理解には問題があるといわねばならない。あえていえば、マルクスのいうアジア的形態と古典古代的形態とが同一視されているのではないか。そうしてこの第1段階の不透明が奉公人成立過程論の不充分さをもたらししているのではなからうか。本書では村落共同体、フーフエ制度、1子相続制度、家族形態、キリスト教と結合したモノガミー、結婚と人口動態といった重要な論点が随所にちりばめられていて、大きな魅力をなしているが、それらの諸要因を有機的に結合して索出力ある奉公人成立理論へと構成するにいたっていないことが惜まれるのである。

第2に、「家共同態」=「原初の家父長支配」が行われている社会にあっても、ひとたび農村過剰人口が発生したばあいには、それのはけ口として都市における家事奉公人は成立しうるのではなからうか。若尾氏が「現代の問題」(2ページ)として言及されている東南アジア諸国の家事奉公人はそうしたものでないであろうか。ムラ

に対して自立しえず、イエの中では domestic animal としての妻子に対して粗野な抑圧を加え、また口べらしのために都会へ子女を家事奉公人として送り出しているような「原初的家父長支配」は現代の第3世界になお遍在しているように思われる。こうした関係を克服するための理論構築を、沖縄にあってフェミニズム運動に参加されている著者に期待したいというのが、私の望蜀の願いなのである。こうした「アジア」との対質によってヨーロッパ奉公人史はさらに深い相貌をおびてわれわれにせまってくるに相違ない。

以上、的はずれな感想に終始したが、開拓者の業績に深い敬意を表し、さらなるご教示を仰ぐ次第である。

〔肥前栄一〕

